

訪問看護

訪問看護の内容

- ・健康状態の観察
- ・日常生活への支援（入浴、栄養管理、排泄管理など）
- ・心理的な支援
- ・病状悪化の防止・回復
- ・療養生活の相談とアドバイス（介護指導、療養環境の整備、適切な福祉用具の使用等）
- ・リハビリテーション看護（拘縮・褥瘡・肺炎予防、寝たきり予防、日常生活の維持・向上のための訓練、外出への支援等）
- ・重症心身障がい者の看護（医療機器のケア、生活リズムの調整、療育・医療機関との連携等）
- ・点滴、注射、褥瘡・創傷処置、胃瘻・ストマ管理などの医療行為
- ・痛みの軽減や服薬管理
- ・緊急時の対応
- ・入退院時の支援
- ・主治医、ケアマネジャー、薬剤師との連携
- ・エンドオブライフケア（緩和ケア、看取りの体制への相談、アドバイス等）

対象疾患

介護保険

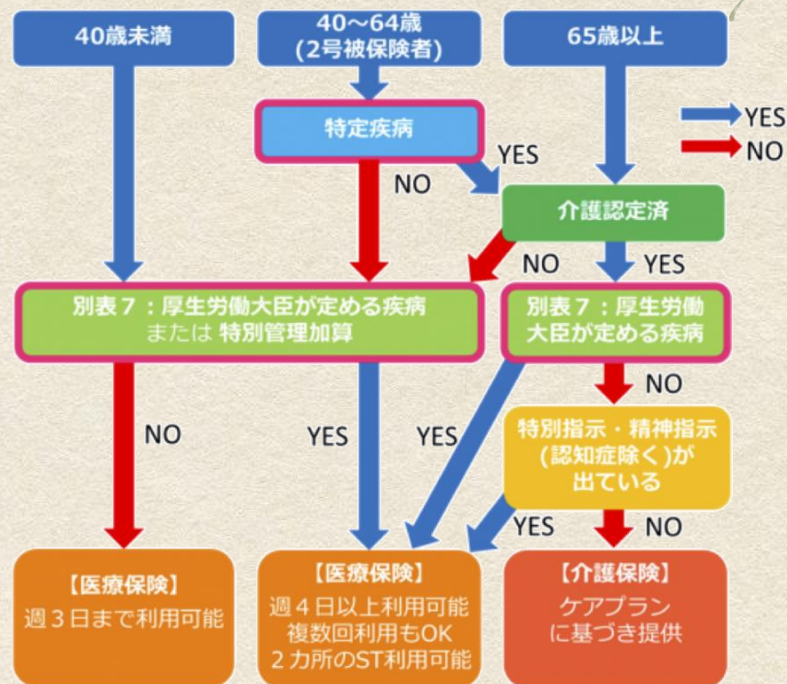
脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患、整形疾患、内分泌疾患、消化器疾患、認知症、廃用症候群、特定疾病（40歳～65歳の16特定疾病の方）など

医療保険

がん末期、難病（別表7に該当する疾病の方のみ）、スモン、脊髄損傷、HIV、小児慢性疾患、精神疾患、人工呼吸器を使用中の方、褥瘡、特別指示書が交付されている方など

訪問看護を利用するメリット

利用者様にとって訪問看護を利用するいちばんのメリットは、住み慣れた環境で療養ができるという点です。自宅などの住み慣れた環境で療養を行うことで、自分らしい普段の生活を行うことが可能です。病院で生活するよりも精神的にも安定するため、入院中は不眠だった方もよく眠れるようになったり、食欲が増したりするなど治療にもよい効果が期待できます。また、費用面においても、一般的に入院治療を継続するよりも安くなります。



訪問看護の依頼の流れ

医療保険の場合

当事業所又は主治医にご相談ください

介護保険の場合

ケアマネジャーにご相談ください

その他 地域包括支援センター、市区町村役所の介護保険（医療）窓口
保健所、保健センターの保健師
病院の地域連携室・医療相談室
などの方法で訪問看護サービスの紹介を受けられます

- ・医師の訪問看護師指示書を受け訪問開始します。ケアマネジャーがいる場合、ケアプランにそってサービスを行います。
- ・医療保険、介護保険、自費で対応できます。

訪問看護ご利用までの流れ

① サービスの申し込み

利用される保険の種類を確認させていただきます。

② 訪問看護指示書の受理

訪問看護を開始するには主治医の訪問看護指示書が必要です。

③ サービスの説明と同意・契約

重要事項説明書に沿って利用者もしくはその家族に説明いたします。

④ 初回訪問と情報収集

どのような生活を希望されているかお聞かせください。

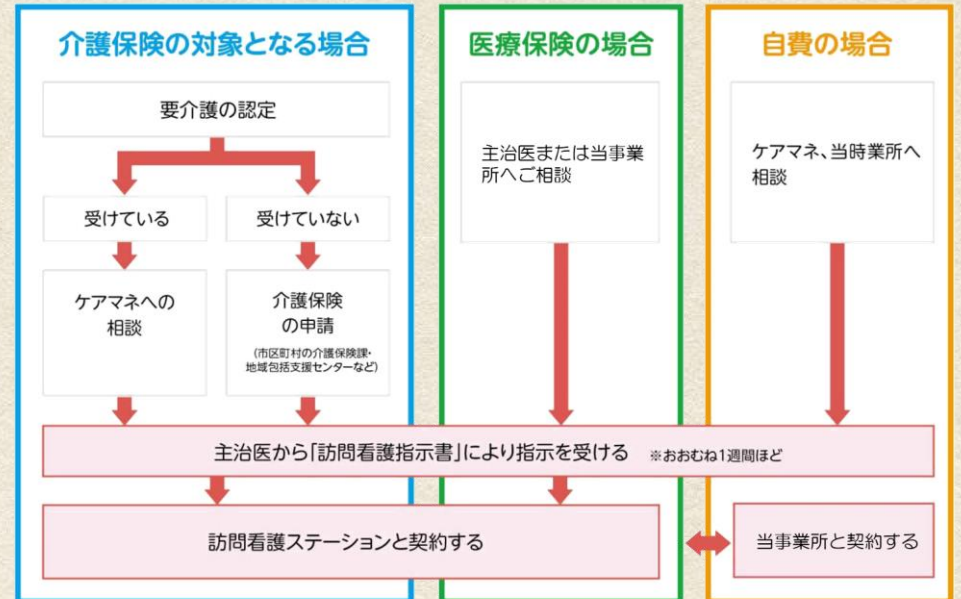
⑤ アセスメント・訪問看護計画の立案

必要に応じて24時間体制でサポートさせていただきます。

⑥ 訪問看護の実施

訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

※訪問看護を利用するにあたって、特別な準備は必要ありません。日頃から自宅の療養生活で使用しているものがあれば、ほとんどのケースで対応できます。物品の購入が必要なときは、スタッフからお声かけさせていただきます。



※公的な介護保険と自費の介護保険を併用することも可能です。